

令和 4 年度

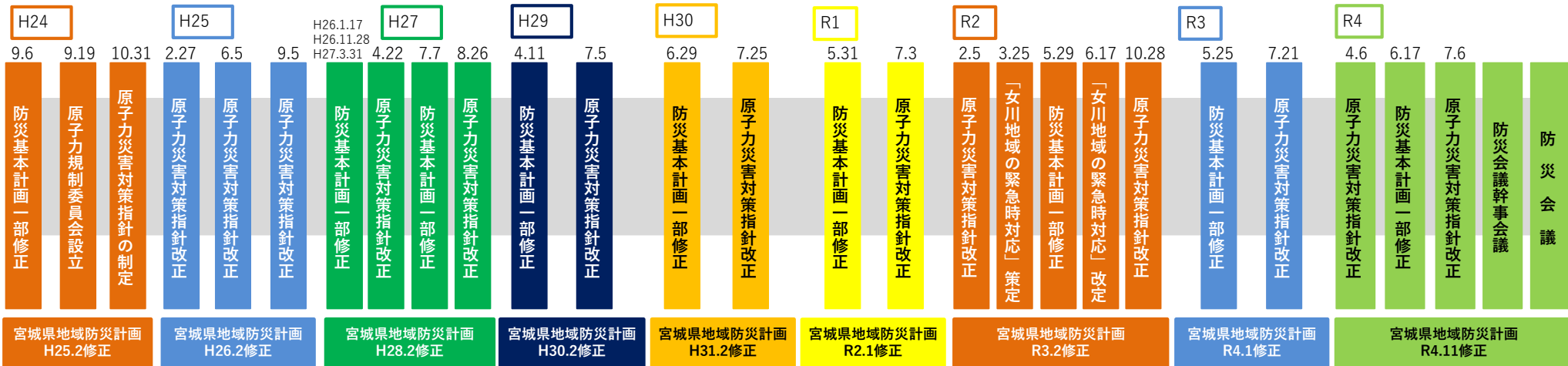
宮城県地域防災計画の修正について 〔原子力災害対策編〕

【目 次】

- | | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 修正の経緯 | ・・・ 1 |
| 2 | これまでの修正の概要 | ・・・ 1 |
| 3 | 令和 4 年度の主な修正内容について | ・・・ 2 |

1 修正の経緯

※防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正、修正状況は主なものについてのみ記載



2 これまでの修正の概要

H24年度 (H25.2)

- 原子力災害対策重点区域の導入
PAZ：予防的防護措置を準備する区域
UPZ：緊急防護措置を準備する区域
- 防護措置の新しい判断基準の導入
EAL：緊急時活動レベル
OIL：運用上の介入レベル

H25年度 (H26.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の全面修正
・緊急事態区分に該当する個々のEALの全面修正
- 緊急時モニタリング体制
・国による緊急時モニタリングの統括
- 安定ヨウ素剤
・安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築

H27年度 (H28.2)

- 予測的手法から実測値の重視
・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除
- 避難退域時検査の実施
・OILに基づく防護措置として住民等を対象とした検査の実施
- 原子力災害医療体制の整備
・「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」に移行

H29年度 (H30.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の修正
・地震・津波等の自然災害に対する要件や新規基準に適合していない実用発電用原子炉用の要件の修正など
- PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定
・施設敷地緊急事態要避難者の定義を改正
- 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
・県及び国が相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じて作成

H30年度 (H31.2)

- 緊急時活動レベル (EAL)の区分に関する文言の整理
・掲載している「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設が適用外であることを明記
- 放射線による影響に関する文言の修正
・確定的影響を回避→重篤な確定的影響を回避し又は最小化
・確率的影響のリスクを最小限に抑える→確率的影響のリスクを低減する

R1年度 (R2.1)

- 原子力災害医療体制に関する文言の追記・整理
・広域的な原子力災害体制の構築
- 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制に関する文言の追記・整理
・平時から周知すべき内容
・事前配布における薬剤師の協力体制の構築
・副作用に係る医療体制の整備

R2年度 (R3.1)


- 防災基本計画の修正の反映
・原子力被災者生活支援チームの早期設置
・被災自治体支援チームの派遣
・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 原子力災害対策指針の改正の反映
・緊急時活動レベル (EAL)の判断基準の一部見直し
- 「女川地域の緊急時対応」の反映
・学校等施設における防護措置の具体化
・UPZ (緊急防護措置を準備する区域)の範囲の追加

R3年度 (R4.1)

- 防災基本計画の修正の反映
・災対法の改正に伴う修正
・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- 原子力災害対策指針の改正の反映
・施設敷地緊急事態要避難者の定義を改正
- 冷却告示への対応
・女川原子力発電所1号炉が冷却告示の対象施設として追加されたことを受け、緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)を別途指定
- 体制見直し
・復興・危機管理部の新設に伴い、本部事務局の体制を整理

3 令和4年度の主な修正内容について

防災基本計画の修正の反映

1. 甲状腺被ばく線量モニタリング追加に伴う修正
 - ① 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備
緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を行うための資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備について追記 [\[新旧対照表p7\]](#)
 - ② 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
緊急時応急対策の避難の受け入れ等の防護活動に「甲状腺被ばく線量モニタリングの実施」について追記 [\[新旧対照表p14\]](#)
2. 防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の修正
 - ① 放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の明確化
「応急対策を行う」防災業務関係者

「被ばくの可能性がある環境下で活動する」防災業務関係者 [\[新旧対照表p6他\]](#)
 - ② 被ばく線量管理及び健康管理
被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が、同者の被ばく線量を管理し、健康管理に配慮する旨を追記 [\[新旧対照表p12\]](#)

原子力災害対策指針の改正の反映

1. 甲状腺被ばく線量モニタリング追加に伴う修正
OIL1における緊急時防護措置及びOIL2における早期防護措置において、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を追記 [\[新旧対照表p4~5\]](#)
2. 防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の修正
被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が、放射線防護に係る指標を定める旨を追記 [\[新旧対照表p12\]](#)
3. 原子力災害医療活動に関する修正
 - ① 各医療機関の対応を明確化
原子力災害医療において、医療機関が担う各々の役割が明確に示されたことを受けて、緊急時における各機関の対応について修正 [\[新旧対照表p16\]](#)
 - ② 基幹高度被ばく医療支援センターの対応を追記
基幹高度被ばく医療支援センターの先導的・中心的な役割が明確に示されたことを受けて、基幹高度被ばく医療支援センターの対応について追記 [\[新旧対照表p17\]](#)

その他の修正内容

1. 冷却告示に伴う基準の追加
女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付けで冷却告示の対象施設に追加されたことから、当該原子炉の運転等のための施設に適用される基準について追記 [\[新旧対照表p2\]](#)
2. その他
略語等の表記を統一 [\[新旧対照表p13他\]](#)